

連 携 協 定 書

(旧臼石小学校利活用及び企業立地に関する協定)

福島県相馬郡飯舘村（以下「甲」という。）と株式会社アジラ（以下「乙」という。）は、相互の資源や特性を活かし、飯舘村における産業の復興創生及び地域活性化の推進を目指すため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が保有する旧飯舘村立臼石小学校（以下「本施設」という。）を乙の事業活動の拠点として活用することを甲が許可し、施設の使用に関する詳細な条件及び管理については別途甲乙間で締結する契約において定めることとするとともに、乙の飯舘村への企業立地を促進し、雇用の創出、産業の復興と創生及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(相互連携)

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 飯舘村の復興創生及び地域活性化に資する事業の推進
- (2) AI 等の先端技術を活用した地域課題の解決
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項に加え、次に掲げる地域貢献活動に積極的に取り組むものとする。

- (1) 地域団体との交流活動（草刈り、防災、防犯、消防、地域行事等）及び村の PR 活動への協力及び地域活性化に資する事業の推進
- (2) 飯舘村の農業・福祉・防災分野における技術協力
- (3) 飯舘村及び周辺地域の住民を対象とした研修・技術教育の実施
- (4) 学校等と連携した STEAM 教育や職場体験を通じた学びの場の提供

(補助金事業の承認及び協力)

第3条 甲は、乙が自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金に係る事業を旧飯舘村立臼石小学校において実施することを承認し、当該補助金の申請及び採択に向けて必要な手続きに誠意をもって協力するものとする。

(確認事項)

第4条 甲及び乙は、乙が旧飯舘村立臼石小学校を拠点として、AI 技術を活用した防災・見守りシステムの開発及び社会実装事業を実施する計画であることを確認する。

(雇用の促進)

第5条 乙は、地域の復興創生の観点に立ち、新設した事業所の従業員については飯舘村民の優先的な雇用に努めるものとする。この場合において、甲は乙の雇用確保について誠意をもって協力するものとする。

2 乙は、飯舘村外からの人材雇用に積極的に推進し、村外在住者が飯舘村に移住・定住することを通じた住民増加に努めるものとする。

(権利義務の承継)

第6条 乙は、合併、事業譲渡その他の理由により、本協定で定められた権利義務を第三者に承継させる必要が生じた場合において、事前に甲の同意を得たときは、当該権利義務を第三者に承継させることができるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、法令の定め等により開示義務がある場合を除き、本協定の履行に関連し知り得た相手方の業務上の秘密について、法令等を遵守し善良な管理者の注意義務をもって適正に取り扱わなければならない。

(協議及び疑義)

第8条 乙は、経済情勢や不測の事態等の事情により、本件事業の中止、又は本施設の操業短縮等に至る恐れがあると認める場合は、事前に甲にその旨及び原因を報告し、対応策について甲と協議するものとする。

2 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ対応するものとする。

(協定の解除等)

第9条 甲は、乙が飯舘村での事業活動を中止した場合または法令若しくは公序良俗に反する行為等により、連携協定を締結する者として相応しくないと認める場合には、本協定を乙に事前に通告することなく書面をもって解除することができるものとする。

2 乙は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の不採択その他乙が実施している検討の結果、事業性が見込めない、または技術的に実現困難などの理由により、本件事業の実施ができないと判断した場合は、甲に対し書面をもって申し出を行うものとし、甲乙協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙及び立会人がそれぞれ署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年7月2日

甲 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯舘村長

杉岡 誠



乙 東京都町田市中町一丁目4番2号

株式会社アジラ
代表取締役



尾上 剛

立会人 旧臼石小学校 対象学区行政区

代表 臼石行政区長

林 英滋

